

# 第18回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成30年12月19日

上富良野町農業委員会

## 第18回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成30年12月19日(水) 午後4時00分から午後4時55分

2 場 所 JAふらの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	9	對馬 徹
10	井村 悦丈	11	長谷川裕見	12	井村 昭次
13	青地 修				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条の規定に基づく意見の回答について
- 日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定に基づく意見の回答について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第5 議案第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について
- 日程第7 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第4号 土地の現況証明下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	大谷 隆樹	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

## 8 会議の概要

開会（午後4時00分）（着席）

### 開会の宣言

事務局長 只今より、第18回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
6番、桑田俊和 委員に合わせ、ご唱和ください。

桑田委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。  
定数に達しておりますので、これより第18回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、  
11番、長谷川裕見 君、1番、谷本嘉彦 君、を指名いたします。

---

議 長 日程第2、報告第1号「農地法第4条の規定に基づく意見の回答について」の件を議題  
といたします。報告第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。  
農地法第4条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありました  
ので報告をいたします。報告第1号朗読。

1番  
転用申請地の表示、所在、上富良野町〇〇〇〇番〇〇、同じく〇〇〇〇番〇〇の2筆、  
地目は公簿が田と畑、現況は畑です、面積は7,218㎡と818㎡で合計8,036㎡、  
転用の目的は植林、計画内容はカラ松の植林、1,600本を計画、土地の所有者は旭  
川市神楽岡〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、申請者も同じです、転用区分は第2種、  
転用事由ですが農業員会の議決日が平成30年10月24日、平成30年10月29日  
に送達、平成30年11月22日に答申、許可日が平成30年11月28日で許可番号  
が上富農委第4-30-1号となりました。

---

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

---

---

議 長 日程第3、報告第2号「農地法第5条の規定に基づく意見の回答について」の件を議題といたします。報告第2号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 報告第2号について、ご説明いたします。  
農地法第5条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありましたので報告をいたします。以下、報告第2号朗読。

1番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内、同じく〇〇〇〇番〇〇の内、〇〇〇〇番〇〇の内、合計3筆、地目については公簿が山林と畑、現況は畑です、面積が450㎡、1,405.8㎡、831.6㎡の合計2,687.4㎡、契約内容は使用貸借、転用の目的はクロスカントリースキーのコース、雪上コースで2,687.4㎡が3筆の内地番で面積となります、土地の所有者は上富良野町〇〇線北〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇となります、農業委員会の議決が平成30年11月6日、送達が同じく平成30年11月6日、回答があったのが平成30年11月22日、許可が平成30年11月28日、許可番号が上富農委第5-30-3号です。

2番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内、〇〇〇〇番〇〇の内、〇〇〇〇番〇〇の内、〇〇〇〇番〇〇の内、合計4筆、地目については公簿が畑と山林、現況は畑です、面積が1,063.8㎡、1,680.0㎡、480.3㎡、654.9㎡の合計3,879.0㎡です、契約内容は使用貸借、転用の目的はクロスカントリースキーのコース、土地の所有者は上富良野町〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇です、転用の議決日、許可日等については同じです、許可番号が上富農委5-30-4号です。

3番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内、〇〇〇〇番〇〇の内の2筆、地目は公簿も現況も畑、面積が1,189.8㎡、570.3㎡の合計1,760.1㎡です、契約内容は使用貸借、転用の目的はクロスカントリースキーのコース、土地の所有者は上富良野町〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇です、転用の議決日、許可日等については同じです、許可番号が上富農委5-30-5号です。

---

議 長 報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

---

議 長 日程第4、諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。  
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成30年12月19日提出 上富良野町長 向山 富夫  
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満た

事務局長 していると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

所9番

出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、認定が平成30年3月12日、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、同じく〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇の計5筆、地目は公簿が原野と畑、現況は畑です、面積は2,845㎡、6,341㎡、1,940㎡、2,021㎡、9,555㎡の合計22,702㎡です、内容は売買、売買価格は2,104千円となりました、移転時期は平成30年12月19日、支払方法は口座振込、支払の時期は平成31年5月31日まで、引渡時期は対価の支払日です。

賃1

出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、認定日は平成23年1月27日です、所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇の3筆、地目は公簿も現況も畑です、面積は17,647㎡、684㎡、312㎡の合計18,643㎡になります、内容は賃貸、賃貸料は61千円となりました、始期は平成30年12月19日、終期が平成40年11月30日まで、支配方法は口座振込で、時期は毎年11月25日となりました。

附表ですが、所9、〇〇〇〇さんが購入された畑については、売買価格が2,014千円ですが、畑の内訳で100千円の所と10千円の所がありました。原野となっている所が10千円で他が100千円です、〇〇地区の幹旋会が平成30年11月16日に開催されました。それから、賃1の方は、全て10a当たり61千円となりました、〇〇地区の幹旋会は平成30年11月16日です。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号、所9について、提案に関する補足説明をお願いします。  
「12番、井村昭次 委員」

---

井村委員 12番、井村です。所9番について、補足説明いたします。

11月16日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。  
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑10万円と一部1万円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

島田委員 〇〇〇〇番〇〇ですが、現況は原野じゃないですか。どうみても現況は原野にしか見えませんが。

事務局長 航空写真は昔の写真なので。確かに現地の方も耕作できるような感じではない。農地台

事務局長 帳上では畑になっている。先程、申しあげました価格の方については、この部分だけが1万円、他が10万円となり斡旋会が成立しました。

島田委員 畑と原野の判断といますか、何か判断があるから畑としているのか。それを教えていただきたい。

事務局長 作付けをしている。畑の基準は正確にご説明出来ませんが。耕作し作付け出来る土地。

島田委員 作物が植え付けられていたということですか。

長谷川委員 課税台帳で畑となっていれば畑じゃないですか。

北村委員 一時、畑として作物を作っていた。耕作しずらくて一部に木が生えたかと。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所9番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 続いて、諮問第1号、賃1について、提案に関する補足説明を願います。  
「1番、谷本嘉彦 委員」

---

谷本委員 1番、谷本です。賃1番について、補足説明いたします。

11月16日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇線道路沿いとなります。  
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑3,300円で10年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、賃1番を採決いたします。

議 長 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第5、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第16条に基づき、〇〇法人〇〇〇〇による買入が必要と認められるので、上富良野町長に対し、買入協議の要請を行うよう、求める。

平成30年12月19日 提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

要請内容は、離農により、〇〇〇〇さんが売却することになった農地について、農地保有合理化促進事業の特例事業により、〇〇法人〇〇〇〇と買入調整を行うものです。〇〇〇〇が買入れた後は、〇〇〇〇さんと5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すこととなります。以下、内容を朗読いたします。

所10

申出者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇の3筆、地目は公簿も現況も全て田、面積は12,735㎡、10,684㎡、20,581㎡の3筆合計44,000㎡です、農地保有合理化事業の特例事業で5年賃貸の5年後の売買となります、事業参加予定者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんです。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号について、提案に関する補足説明を願います。  
「2番、三好利和 委員」

---

三好委員 2番、三好です。議案第1号について、補足説明いたします。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、11月8日に〇〇地区の斡旋会を実施し、売買が成立したところでしたが、受け手の希望により、〇〇〇〇の合理化事業となって、進めていく。ということです。

所10番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
参加予定者、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は〇〇線〇〇号です。

昨年の斡旋会の時は、3年間の賃貸の後に売買との話でしたが、〇〇〇〇さんの死去に伴いまして1年間の賃貸で売買となりました。

慎重審議のほどよろしく願いいたします。

---

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、所10番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第6、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。議案第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

平成30年12月19日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

よろしくご審議のほどお願いします。以下、内容を朗読。

1番

出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿は畑、現況は畑、面積は4,730㎡、土地の引き渡し時期は平成30年11月20日、合意解約で農地法3条による賃貸借で期間が平成23年9月9日から平成33年11月30日まででした。

2番

出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇の2筆、地目は公簿も現況も畑、面積が4,297㎡と10,857㎡の合計15,154㎡、土地の引き渡し時期は平成30年11月20日、合意解約で基盤強化法による賃貸借で期間が平成22年3月8日から平成32年11月30日まででした。

3番

出し手は〇町〇丁目〇番地〇の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿も現況も畑、面積が37,000㎡、土地の引き渡し時期は平成30年11月20日、合意解約で基盤強化法による賃貸借で期間が平成22年3月8日から平成32年11月30日まででした。

4番

出し手は〇町〇丁目〇番地〇の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿も現況も畑、面積が33,908㎡、土地の引き渡し時期は平成30年11月20日、合意解約で基盤強化法によ

事務局長 　　る賃貸借で期間が平成22年3月8日から平成32年11月30日まででした。〇〇〇〇さんがお母さんで、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんは息子さんです。

5番

出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、借り主は〇町〇丁目〇番地〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇の内の1筆、地目は畑、面積が11,000㎡、土地の引き渡し時期は平成30年11月20日、合意解約で農地法3条による賃貸借で期間が平成29年4月11日から平成38年11月20日まででした。

6番

出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇線北〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町3846番1、3846番2、2969番1の内の3筆、地目は公簿の現況も畑、面積が32,912㎡、4,187㎡、8,336㎡の3筆合計45,435㎡です、平成30年11月20日に土地の引き渡しで合意解約、基盤強化法による賃貸借で期間が平成29年4月11日から平成38年11月30日まででした。

7番

出し手は〇〇〇〇で持分2分の1の〇〇〇〇さんと〇町〇丁目〇番〇号で持分2分の1の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇〇〇番地〇の〇〇会社〇〇〇〇の代表社員の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の1筆、地目は公簿の現況も畑、面積が64,719㎡、平成30年11月30日に合意解約となり、基盤強化法による賃貸借で期間が平成29年9月15日から平成39年11月30日まででした。

8番

出し手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇の8筆、地目は公簿が畑と田で現況も畑と田、面積が16,183㎡、97㎡、7,552㎡、4,460㎡、4,039㎡、6,144㎡、1,892㎡、17,989㎡の8筆合計58,356㎡で平成30年12月4日に合意解約となり、基盤強化法の賃貸借で平成25年11月11日から平成35年11月30日まででした。

9番

出し手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借り主は〇〇〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇の4筆、地目は公簿と現況は畑と田、面積が47,886㎡、2,955㎡、12,739㎡、5,054㎡の合計68,634㎡で平成30年12月4日に合意解約となり、農地法3条の賃貸借で平成30年5月16日から平成40年11月30日まででした。

---

議 長 　　これより質疑に入ります。

島田委員 　　合意解約するのに当って理由はいらないのですか。

事務局長 　　今回の案件については、1番から4番までの4件については売買をしたいということで合意解約となりました。今現在、斡旋に出ております。5番6番についても売買したいということで合意解約をして斡旋にかかる状況です。

島田委員 　　〇〇〇〇さんの合意解約は、特に気になったのが9番目の案件ですが、今年借りたばかりの土地のようですが。

事務局長 　　お父さんがお亡くなりになられ、娘さんの名義に変えて今後売買する予定で合意解約で

事務局長 す。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第7、議案第3号、「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第3号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第3号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成30年12月19日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇、公簿が畑、現況も畑、面積14,450㎡、同じく〇〇〇〇番〇〇、公簿も現況も畑、面積が10,938㎡、2筆合計25,388㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となります。

2番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇〇の合計8筆、地目は公簿が畑と原野で現況が全て畑となっております、面積が4,727㎡、7,205㎡、11,095㎡、5,640㎡、1,890㎡、4,297㎡、47,497㎡、834㎡の合計83,185㎡、地目の方が一部田も含まれておりました、失礼いたしました、公簿と現況が田の所があります、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となりました。

---

議 長 議案第3号、1番について、提案に関する補足説明を願います。  
「8番、三好利和 委員」

---

三好委員 8番、三好です。 議案第3号、1番について、補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

三好委員 所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分により、〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。  
事実上の賃貸の更新なので、前回の期間の満了の一部です。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号、1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決すること  
にご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第3号、2番について、提案に関する補足説明を願います。  
「11番、長谷川裕見 委員」

---

長谷川委員 11番、長谷川です。 議案第3号、2番について、補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路沿いとなっています。

〇〇〇〇さんは〇〇地区にある〇〇〇〇の経営者の長男で、〇〇〇〇さんが農業をし  
たいとのことで〇〇〇〇さんの所で2年間実習に行っており、今は〇〇〇〇の〇〇〇〇に  
在学中で、来年の3月に卒業予定です。農業をやりたいと本人の意思も固く、〇〇〇  
〇さんの農地を賃貸借するものです。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号、2番について、これより質疑に入ります。

谷本委員 〇〇〇〇さんのジャンボの裏のアスパラは、そのまま〇〇〇〇さんが作るのですか。

長谷川委員 そうです。〇〇の上側にもアスパラがありますが、それは〇〇〇〇さんが作ります。

谷本委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第8、議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、○番、○○○○委員の退席を求めます。(○番、○○委員 退席)

議案第4号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第4号について、ご説明いたします。  
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。

平成30年12月19日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

1番

所在は上富良野町○○○○番○○、公簿は山林で現況は農地、面積は26,788㎡、同じく○○○○番○○、公簿は山林で現況は農地、面積は34,062㎡、同じく○○○○番○○、公簿は山林で現況は農地、面積は16,821㎡、3筆合計で77,671㎡、土地の所有者は○○線○○号の○○○○さん、申請者も同じです、申請目的は地目変更、調査については調査票をご覧ください、平成30年11月9日に谷本委員、長谷川委員、桑田委員の3名と事務局長で現地確認をしております、この土地については林地開発行為の許可を受け平成30年6月から農地として利用していた、公簿上は山林ですが農地としての地目変更の願いがあり、公簿は山林ですが現況は農地であると確認をしております。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。

11番、長谷川裕見 委員

---

長谷川委員 11番、長谷川です。11月9日に 桑田委員、谷本委員とともに現地調査を行いました。

所在地は、○○○○の裏側です。  
所有者は、江幌○○地区、○○線○○号の○○○○さん。  
土地の経過については、事務局の説明通りです。  
公簿上は山林ですが、農地となって耕作しております。

慎重審議をよろしく願います。

---

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

議 長 調査委員に所有者が入ってもいいのか。

事務局長 農業委員3名で確認しなさいとしか書いてないので。

長谷川委員 当事者はダメとは書いてない。

事務局長 現況説明を受けるに当たって当事者が1番詳しいので。

井村悦委員 問題が無ければいいです。

議 長 他にありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
○番、○○○○ 委員の退席を解きます。(○番、○○委員 着席)

---

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。  
第18回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局長 全員ご起立ください。「礼」

---

以上、報告2件、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後4時55分

---

上記第18回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平30年12月20日

上富良野町農業委員会長 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_